

相模原市公告

市有地の売払いについて

相模原市契約規則（平成4年相模原市規則第9号）第5条の規定により、次のとおり一般競争入札を執行する。

令和7年3月14日

相模原市長 本村 賢太郎

1 入札に付する事項

入札物件

所在	地目	面積	用途地域	建ぺい率 容積率	最低売却価格
中央区淵野辺一丁目 133 番 125	宅地	34.24 m ²	近隣商業 地域	80% 200%	7,400,000 円

※現況有姿での売払いとなります。

2 入札に参加する者に必要な資格

次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項の規定に該当する者
- (2) 暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書を入札参加申込時に提出できない者
- (3) 入札に参加する者が、個人である場合には、相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められる者又は法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められる者
- (4) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項及び第2項に違反したと認められる者
- (5) 相模原市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者又は入札に参加する者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者
- (6) 相模原市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団の事務所及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者

3 入札及び開札の場所及び日時

- (1) 入札及び開札の場所
相模原市役所会議室棟 1階第2会議室
- (2) 入札及び開札の日時
令和7年4月14日（月）午前10時15分から

4 契約条項を示す場所

都市建設局土木部中央土木事務所

5 入札に必要な書類を示す場所及び提出期限

(1) 入札に必要な書類を示す場所

都市建設局土木部中央土木事務所

※市ホームページに掲載

(2) 入札に必要な書類の提出期限

令和7年3月31日(月)正午まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

※郵送による提出の場合は、令和7年3月31日(月)までに到着したものを有効とします。

6 入札保証金に関する事項

入札金額の100分の3以上(円未満切上げ)

7 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加の資格のない者のした入札

(2) 一般競争入札による市有地売払い参加申込書を提出していない者のした入札

(3) 入札保証金を納付しない者又は入札保証金が指定の金額に達しない者のした入札

(4) 1人の入札者又はその代理人が、同一物件に2通以上の入札書を提出した入札

(5) 公告及び市有地売払いの案内書の記載事項に違反する者のした入札

(6) 入札書記載の金額、氏名その他入札要件の記載が確認できない入札

(7) 入札書の金額が、最低売却価格を下回る入札

(8) 入札書の金額を訂正した入札

(9) 2名以上の代理をした者の入札

(10) 郵送、FAX等をもって、入札書を送付してきた者のした入札

(11) 代理人で、委任状を提出しない者のした入札

(12) 代理人で、委任状に委任者の押印が無い者のした入札

(13) 入札参加申込みをしたものの、入札参加に係る要件等を満たさない、又は満たさなくなった者のした入札

(14) その他不正行為があったと認められる入札

8 その他

(1) 契約にあたって付す条件

ア 禁止用途を指定すること

落札者は、売買物件を相模原市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団の事務所及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。また、所有権を移転し、又は売買物件を第三者に貸与するときは、当該第三者に禁止用途を継承しなければならない。

イ 特別違約金を課すこと

落札者が上記アの条件に違反した場合は、相模原市は売買代金の100分の30の特別違約金を請求することができる。

(2) この公告に定めのない事項については、相模原市市有財産条例施行規則（昭和40年相模原市規則第57号）その他関係法令の定めるところによる。